

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 8 月 1 3 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第 2 1 号

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

香芝市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中 7 の項を削り、8 の項を 7 の項とし、9 の項から 1 1 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。